

●社員労働協約【本則】

本則			
	現行	改訂	備考
	第 15 章 効力	第 15 章 効力	
	第 1504 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第 1504 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
	第 1505 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	第 1505 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	<u>2025</u> 年3月31日 株式会社 エムアイカード 代表取締役 梅田 貴生 三越伊勢丹グループ労働組合 エムアイカード支部 執行委員長 益田 直哉	<u>2026</u> 年3月31日 株式会社 エムアイカード 代表取締役 梅田 貴生 三越伊勢丹グループ労働組合 エムアイカード支部 執行委員長 益田 直哉	・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする